

浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者に対して、介護支援機能、住居機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、浜松市とする。ただし、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業者となる老人デイサービス等（以下「老人デイサービスセンター等」という。）を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができる。

(実施施設及び利用定員)

第3条 この事業は、居住部門を老人デイサービスセンター等に合わせ、又は老人デイサービスセンター等の隣地に整備した小規模多機能施設（以下「生活支援ハウス」という。）において実施するものとする。実施施設及び利用定員は、次のとおりとする。

実施施設	所在地	定員数
やまぶき	浜松市中区和合町555	20名
あんしんの里	浜松市東区安新町33-1	8名
支援ハウス山崎	浜松市西区雄踏町山崎2829	9名
佐久間高齢者生活福祉センター	浜松市天竜区佐久間町中部18-15	14名

(利用対象者)

第4条 居住部門の利用対象者は、浜松市に住所を有するおおむね60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者とする。なお、介護保険法に規定する要介護認定で要介護度2から5の者を除くものとする。ただし、市長が利用を必要と認めた場合は、この限りでない。

(事業内容)

第5条 第2条の規定に基づき委託を受けた者（以下「運営法人」という。）は次の事業を行う。

- (1) 利用者に対して住居を提供すること。
- (2) 利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- (3) 利用者が虚弱化に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健・福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。
- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供を行

うこと。

(5) その他、事業の達成に必要な業務を行うこと。

(利用期間)

第 6 条 居住部門の利用期間は、原則として利用日より起算して 3 ヶ月以内とする。

(職員の配置等)

第 7 条 生活支援ハウスには、併設の指定通所介護事業者等の職員のほか、居住部門の利用人員に応じて次に掲げる生活援助員を配置するものとする。

(1) 利用人員 5 名以下の施設 常勤 1 名

(2) 利用人員 6 名以上 10 名以下の施設 常勤 1 名、非常勤 1 名

(3) 利用人員 11 名以上 常勤 2 名、非常勤 1 名

2 夜間帯については、原則として宿直体制をとるものとする。ただし、水窪保健福祉センター居住施設については、市と運営法人が協議の上、別途定めるものとする。

3 利用人員は、当該年度の前年度の平均を用いることとするが、新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した場合などこれにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用人員を推定するものとする。

4 生活援助員は、指定通所介護事業者の職員の協力を得て、第 5 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に定める事業を行うほか、生活支援ハウスの管理を行うものとする。

5 生活援助員は原則として、ホームヘルパー養成研修等一定の研修を受講するものとする。

(申請)

第 8 条 本事業の利用を希望する者は、生活支援ハウス利用申請書 (以下「申請書」という。) (第 1 号様式) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 健康診断書

(2) 収入申告書

(3) 親等表

(4) 年金・恩給等の源泉徴収票 (又は支払い通知書) の写し

(5) 預金通帳の写しその他の収入等のわかるもの

(6) 必要経費その他の支出がわかるもの

(7) 本人の戸籍謄本

(8) 誓約書

(9) 身元引受書

(10) その他市長が必要と認めるもの

(利用決定及び利用料の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、利用の必要性を検討したうえで、利用の適否を決定し、生活支援ハウス利用決定通知書 (第 2 号様式) により、申請者及び運営法人に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により生活支援ハウスの利用を決定した場合は、厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付老発第655号)の生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の別表の1に基づき生活支援ハウス利用料を決定し、生活支援ハウス利用料決定(変更)書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(利用状況の変更)

第10条 運営法人は、利用者が入院又は退院等利用状況に変更が生じた場合及び第7条に規定する利用期間に延長の必要が生じた場合には、生活支援ハウス利用者状況変更届(第4号様式)により、市長あて届け出るものとする。

(利用の取消)

第11条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用決定を取り消すことができるものとする。

(1) 利用者が死亡したとき又は失踪したとき

(2) 利用者から退去の申し出があったとき

(3) 第4条の規定に該当しなくなったとき

(4) 長期入院等の事由により、居住部門の利用ができなくなったとき

(5) その他市長が事業の利用を困難と判断したとき

2 運営法人は、利用者が前項の規定に該当すると認められるときは、生活支援ハウス入所者状況変更届(第4号様式)により、市長あて届け出るものとする。

3 市長は、第1項の規定により生活支援ハウスの利用を取り消したときは、生活支援ハウス利用取消通知書(第5号様式)により、利用者及び運営法人に通知するものとする。

(費用負担)

第12条 生活支援ハウスの居住部門にかかる利用料については、実施要綱の別表のとおりとし、利用者は、利用を開始した月より負担するものとする。

2 運営法人は、居住部門にかかる利用料を徴収することができるものとする。

3 運営法人は、食事を提供した場合は、食材料費の実費を利用者から徴収することができるものとする。

4 運営法人は、その他生活支援ハウスの居住において市長が必要と認める経費を利用者から徴収することができるものとする。

5 利用を開始した日又は利用を終了した日が月の中途である場合には、その月の利用料は日割計算にするものとする。

日割計算は、当該月の実利用日数を当該月の実日数で除したものに、利用料月額を乗じて得た額とする。ただし、10円未満は切り捨てとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 平成17年6月30日以前に第9条と同等の決定をし、第3条に規定する生活支援ハウスを利用している者については、この要綱に基づく申請その他の行為によるものとみなす。

舞阪町生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づく舞阪町生活支援ハウス運営事業、雄踏町生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づく雄踏町生活支援ハウス運営事業、佐久間高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱に基づく佐久間高齢者生活福祉センター運営事業、水窪町保健福祉センター居住施設運営事業実施要綱に基づく水窪町保健福祉センター居住施設運営事業は、この要綱に相当するものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

生活支援ハウス居住部門利用料（月額）

1 生活支援ハウス居住部門利用者負担基準

	対象収入による階層区分	利用者負担額
A	1,200,000 円以下	0 円
B	1,200,001 ~ 1,300,000 円	4,000 円
C	1,300,001 ~ 1,400,000 円	7,000 円
D	1,400,001 ~ 1,500,000 円	10,000 円
E	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000 円
F	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000 円
G	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000 円
H	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000 円
I	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000 円
J	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000 円
K	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000 円
L	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000 円
M	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000 円
N	2,400,001 円以上	50,000 円

備考

- (1) この表における「対象収入」とは、前年（1月から6月までの間の減免については、前々年）の収入（市長が定めるものを除く。）から租税、社会保険料、医療費その他市長が認める必要経費を控除した額をいう。
- (2) 月の途中で入所又は退所した者に係るその月分の利用者負担額は、この表の実日数で除した額に利用日数を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、10円未満は切り捨てとする。

2 光熱費の実費

居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。

第1号様式

年 月 日

(あて先)浜松市長

住 所 _____

電話 (_____)

氏 名 _____

対象者との続柄 _____

生活支援ハウス利用決定通知書

生活支援ハウスの利用を次のとおり申請します。

記

利用者	フリガナ				性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和(才)
	氏名						年月日	年月日
	住所	浜松市						
利用施設	施設名							
	所在地							
家族・近親者の状況	続柄	氏名	年齢	住所		電話		
申請理由								

第2号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

生活支援ハウス利用決定通知書

生活支援ハウスの利用について、次のとおり（承認・不承認）したので通知します。

記

利用者	氏名		登録番号	
	住所			
利用施設	施設名			
	所在地			
利用開始日				
利用料				
備考 (不承認の場合は その理由)				

第3号様式

第 号
年 月 日

_____様

浜松市長

生活支援ハウス利用料決定（変更）書

生活支援ハウス利用者の負担する額を下記のとおり決定（変更）いたします。

入所者の状況	収 入 額	階 層	備 考

記

入所施設	入所者氏名
費用負担額	月 額
備 考	

第4号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

施設名 _____

申請者

施設長名 _____

生活支援ハウス入所者状況変更届

生活支援ハウス入所者の利用状況の変更を次のとおり届け出ます。

記

入所者氏名	
変更の理由 (入院の場合は概ねの入院期間)	
変更を生じる期間	
利用の取消に関する事項	
備 考	

第5号様式

第 号
年 月 日

生活支援ハウス _____ 様

浜松市長

生活支援ハウス利用取消通知書

生活支援ハウス利用を下記のとおり取り消しますので通知いたします。

記

入所施設		入所者氏名	
利用取消年月日			
取消の理由			
備考			